

「終身サポート事業者」ガイドライン①

2024 年 6 月 11 日、関係省庁横断で策定された「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」がパブリックコメント募集を経て、正式に発表されました。

ガイドラインの表紙に書き連ねられていた省庁は、内閣官房（身元保証等高齢者サポート調整チーム）、内閣府孤独・孤立対策推進室、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省。これだけの省庁が一丸となつて、まだまだ未成熟で業界団体すら存在しない業界に向けてのガイドラインを策定するというのは、過去に例がないとも言われているほどです。



これまで、高齢者に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業は、「身元保証等高齢者サポート事業」と呼ばれてきました。その呼び名が、今回、新たに「高齢者等終身サポート事業」と改められました。

この事業は、将来にわたる身元保証等や亡くなった後の事務が含まれ、契約が長期間にわたること、しかもその履行確認が自分自身では出来ないこと、何十年後になるかも分からない将来受けるべきサービスに対し、契約時に前払いで資金を預けておかなければならないケースが多いこと、更には契約締結時に体調が悪化していたり判断力の低下が見られたりすることもあり、事後に契約時の意思能力の有無が争いとなることもあるなど、通常のモノやサービスの 1 回限りの取引と違って、非常に難しい面が多くあります。

にもかかわらず、「身寄りなし問題に身寄りなし」と揶揄されるほど、この事業は関係省庁において踏み込んだ議論がなされてきませんでした。2018 年頃にこの事業を行う公益事業者が預託金の横領から破綻した事件が起こった際に、消費者庁の建議により調査が行われましたが、そのときにも、「身元保証人がいないからといって入院・入居が出来ないことはありません」という趣旨の注意喚起が行われ、その後、医療機関における身寄りがない人の対応に関するガイドライン等が策定されましたが、事業者そのもののあり方については、まったく踏み込まれることはありませんでした。

家族に頼らずに老後とその先の死を迎える人が急増してきている状況下、こうした事業者が引き受けている事業の社会的ニーズも増える一方であるにも関わらず、いつまでもその存在を無視したままでは、社会的弱者の側面を持つ高齢者の資産を狙った悪徳業者も野放しにされてしまいます。

この度、高齢者等終身サポート事業者について、関係する省庁がこれだけ数多く名を連ねたガイドラインが策定されたことは、政府が本気になって家族ありきを前提とせず、老後とその先の死を安心して迎えられる仕組み作りに取り組み始めたことの現れです。

時代の過渡期である今、歴史的な第一歩だと言うのは言い過ぎでしょうか。ここから、このガイドラインについて解説していきたいと思えます。

つづく